

令和6年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年4月4日（木））

報告事項：こどもの権利擁護に係る環境整備について

こども福祉課：（報告事項の説明）

安部会長： 今まで被措置児童虐待について審議を行っていた部会において、今後、社会的養護のこどもの意見表明についても調査・審議するということか。

小坂委員： 去年の秋から意見表明等支援事業の試行をしていた。試行は県と契約している弁護士が意見表明等支援員として、一時保護所のこどもが希望すれば、こどもと面接し、こどもの意見・意向を児童相談所に伝えていくということをした。

4月からはこども意見表明支援センターが養成した公平中立な立場の意見表明等支援員が行う。また、一時保護所だけではなく児童養護施設やファミリーホーム等にも広げていく。

弁護士が試行する中で、こどもがケースワーカーには直接言えない気持ちなどを話すことがあった。一時保護所のおやつのこと等、大事な意見表明だと思う。この意見表明等支援員が一時保護所だけではなく施設にもいくとなると、やはり色々なこどもたちの意見が出てくる。

この意見を児童相談所や施設がどうやって活かしていくのか、ということになる。どうしてもこどもが納得できない場合に、こどもが部会に意見を出し、部会が調査・審議することになる。

こども福祉課： 意見表明等支援事業を使って、こどもが納得いかなかった場合に部会へ申し立てるとするのが想定される。その他、こどもが直接部会に申し立てることができる窓口も作る。

こどもが直接部会に申し立てたいと言った時には、意見表明等支援員がサポートしながら、その内容等を部会が調査・審議する。直接意見を言える機関があるということをこどもには伝えていきたいと考えている。

安部会長： その方法をどうやってこどもが知るか、というところが大事。他に質問等あるか。

各委員： ない。